

1976年米国大統領選挙キャンペーンにおける原子力政策について

—日本における使用済核燃料再処理問題の歴史的背景—

樫本喜一*

はじめに

昨年度本誌発表の「日本の核燃料サイクル政策と米国の核不拡散及び安全保障政策との相克」に関係する興味深い資料を入手したので、本稿では、その内容を紹介し解説を加える。その資料とは、*Bulletin of the Atomic Scientists* の1976年10月号(Vol. 32 No. 8)に掲載の特集、Nuclear issues in the presidential campaign (pp. 8-17)である。この特集中、米国大統領選挙戦時の民主、共和両陣営より、今後とるべき原子力政策についての方針概略が提示されている。これらの文章は、フォード政権からカーター政権への移行期となる大統領選中、双方の立場から一般米国民及び世界に向けて明らかにされた、核拡散の危険性を内包する核燃料サイクルの問題点であった。もちろん、米国との関係抜きでは理解できない日本の核燃料サイクル政策の歴史にとっても、重要な意味をもつ。筆者が取り組む研究課題、科学研究費助成事業・基盤研究(C)「日米核燃料サイクル政策変遷に太平洋島嶼地域住民運動が与えた影響の実態解明」についていえば、必須となる背景的事項である。

1976年5月13日、ニューヨークにおいて国連主催の「原子力と世界秩序」がテーマの会議が開催され、そこで行われた演説が本稿で紹介する資料文書の元になった。演説の発言者は、民主党大統領候補のジミー・カーター、そしてフォード政権の見解を代弁する米国軍備管理・軍縮局長官のフレッド・C・イクレである。なお、資料中ではカーター大統領候補からイクレ長官の順で演説内容は紹介されているが、歴史的な経緯を鑑みて、本稿では逆順で紹介する。

当時の日本国内でこれらの演説が、どのように理解されたのかは、検討が必要な課題である¹。だが、それらは他の機会に回して、本稿では、現在の視点から考えるために両者の内容を取り上げる。

今、これらの文章を改めて取り上げることが必要と思われる理由の一つは、現時点においても、両者の演説内容には、今後の全般的な核・原子力政策に対して、有益な示唆に富む指摘が含まれているからである。なお、原文中では、「核

* 大阪府立大学人間社会学研究科客員研究員

¹ 当時の全国紙ではこの演説についてごく簡単に触れられているだけである。

（兵器関連）」と「原子力」の用語は「nuclear」として区別されていないが、本稿中では分かりやすくするため文意によって使い分けた。

理由の二つめは、おそらくこちらの方がより重要かつ深刻な問題を含んでいると思われるのだが、1976年段階の本資料中で指摘された原子力政策上の問題点、特に核燃料サイクル関係の問題点が、未だ解決、克服できていない日本の現状を再考する手掛かりとして、である。1977年以降、カーター政権移行後、米国の音頭により国際的な規模で原子力政策の再検討が開始された。本稿で紹介する資料中に示された彼の考え方を反映したものである。しかし、その結果は、一部に米国側意見が取り入れられたものの、概ね日本を含む西側先進国が取り組んでいた核燃料サイクル政策を推進する方向性が維持された。だが、現時点から顧みれば、技術面では本稿中で触れる米国側の指摘が正鵠を射ており、他の国々の核燃料サイクルの将来的見通し（国際核燃料サイクル評価（INFCE）の結論などが典型）は楽観的過ぎたといえよう。当時、どのような問題点が、すでに核燃料サイクルに対して指摘されていたのかを確認したい。

両者の演説内容をみると、民主党、共和党で各々の立場が違ってはいるものの、核および原子力関連については、双方とも良く練られた良質な見解であった。冷戦時代の米国大統領選挙という、世界規模、人類全体に影響を与える政治的選択であるがゆえに、深められた見解が示されたのであろう。時代背景も違うので単純に比較はできないが、2016年現在の米国大統領選挙とは隔世の感がある。

もちろんこの資料で述べられている内容には時代的な制約や限界もある。例えば、カーター大統領候補の主張には、環境影響（この場合は公害問題）に配慮しつつ、米国の将来的なエネルギー源として石炭を重視せよ、としている箇所がある。人為的に排出された二酸化炭素による地球温暖化問題は認識されていない。しかし、この主張も先見の明があったといえなくもない部分である。この時期以降、実際に世界的な石炭利用が進んだのであった。

筆者の研究課題に対しては、資料中で双方から言及されている米国主導のアイデア、核燃料サイクル多国間管理の考え方が重要である。今後、具体的な事例もしくは資料を調査する際、手がかりとなるものである。

本稿の第1節および第2節は、各資料の概略である。イクレ長官およびカーター大統領候補の発言をそれぞれ一つの節にまとめた。

現在、個別の国々に対する核拡散問題などは喫緊のテーマとして国際社会の場で話し合われているが、本稿で取り上げる資料のように「原子力と世界秩序」といった大上段の視点で、原子力問題が語られることは少ない。1970年代半ばは、良くも悪くも原子力が注目されていた時代であったといえる。しかし、問題の基本的構造は当時から変化していない。今一度、大きな視点、視野で問題

を捉え直す機会があっても良い。本稿が、その一つのきっかけとなれば幸いである。

1. 「原子力に関する幻想と現実」フレッド・C・イクレ

本節ではフレッド・C・イクレ長官（以下、イクレ。敬称略）の発言について紹介する。

彼は演説の出だしで、今は世界各地に原子力技術が拡散する「第二の原子力時代」を迎えているのだという現状認識を示しつつ、こう断りを入れる。

危険な間違いを覆い隠す耳触りの良いレトリックに信頼を置くべきではない。であればこそ、原子力と世界秩序の双方の問題に関して、一般的に信じられている数々の間違いについて警告を与えるべく、私は、あなた達の気分を害するようなことを語らざるを得ないと感じている²。

そうして、イクレは世間一般に流布している原子力に関する誤謬を 5 つ紹介し、各々について彼の考える「本当のこと」を指摘する。本稿では各々を順番に紹介する。彼が示す第一の誤謬は、以下のとおりである。

原子力は安価で有り余るエネルギーという偉大なる恩恵を世界に提示している。それゆえ、原子力を開発するために、あらゆる手段を用いて推進しなければならないし、そうした原子力技術を破壊的な目的に転換されるかもしれないというリスクは甘んじて受容すべきである³。

あくまで誤謬として紹介しているので極論ではあるが、その内容、すなわち平和利用を題目に核関連技術が世界中に拡散してしまったこともまた現実である。1974年、インドの核実験によって方向を転じるまでは、米国もそれほど厳しい条件を課していなかった。

この誤謬に対しイクレの指摘する「真実」とは、現在主流の原子炉技術、例えば軽水炉や、それに使われている低濃縮ウランは、直接的に核兵器製造に用いることができない良質な技術であり、その一方で、兵器製造に転用できる危険な技術もある、というものである。核燃料サイクル関連技術も「危険」な技術の一つであるとみている。今となってはありふれた言説だが、後述する第二の誤謬と合わせてみると、米国の方針が商業再処理実施にきわめて慎重になっ

² Ikle (1976), p. 14.

³ Ibid., p. 14.

たことを示唆する発言と思われる。

彼はこう解説する。「こうした原子炉（引用者註、軽水炉のこと）に付け加えられようとしている周辺技術や、新たに開発される可能性がある原子炉は」、核拡散上、非常に筋が良くない技術である。「そうした技術や原子炉は、自身がつ経済上のメリットと全くつり合いがとれないほど、世界秩序を脅かしてしまうかもしれない」⁴。

さらに重ねてイクレは、軽水炉以外に今のところ経済的利益が見込める技術は存在していないが、「もしも経済的に魅力があったとして、100万人の生命を危険にさらしてまで見合うだけの経済的な利益とは、いったいどれだけ大きければ良いというのであろうか」と問いかける。そして、そもそも経済的利益と核拡散の危険性を天秤にかけること自体が間違いだとして、こう述べる。「ある技術にとって、破局に向かう潜在的な力は致命的に確実である。そして経済的なそれは不確実である。故に、我々が取るべき政策は、こうした傾きを認識したうえでなければならない」⁵。

第一の誤謬に対する彼の結論は、「優先事項を明確に維持すべきである。たとえ経済的な利益を明白に損なっているとしても、原子力の破壊的な脅威から身を守らねばならない」というものであった⁶。

第一の結論を受けて、彼が指摘する原子力に関する第二の誤謬は明快である。すなわち、

核燃料サイクルの輪は閉じなければならない⁷。

である。

この第二の誤謬の用語的な意味には説明が必要だが、簡単に述べると、使用済核燃料に含まれるプルトニウムや燃え残った（未反応の分裂性）ウランを捨ててしまわず、それらを使用済核燃料から分離し（再処理工程のこと）、再度核燃料に加工した上で原子炉を通してリサイクルすることを、資料では「核燃料サイクルの輪が閉じる」と形容している。ちなみに、資料中で「開いた核燃料サイクル」という形容がされているのが、使用済核燃料をそのまま処分する、いわゆる「ワンススルー」方式である。

「輪を閉じなければならない」は、言葉を替えると、再処理しなければならないという意味になるのだが、イクレはそれを誤謬と断じている。軽水炉の補助燃料として再処理した燃料（MOX燃料）を使うことは、彼の言葉を借りれば、

⁴ Ibid., p. 15.

⁵ Ibid., p. 15.

⁶ Ibid., p. 15.

⁷ Ibid., p. 15.

「核燃料リサイクルのために費やされるプルトニウム抽出のためのコストは、それを核燃料として用いた際の価値を実質的に上回ってしまう」ので、経済的に意味がない。また、将来、「増殖炉といった新形式の原子炉が、閉じた核燃料サイクルに経済的な正当性を付与するかもしれない。しかし、増殖炉は遠くに見える不確かな目標である」から、現時点で行う再処理路線の核燃料サイクルは正当化できない、とするのである⁸。

さらに加えて、商業規模の再処理には核拡散上の大問題がある。それに対するイクレの危惧は明快である。核燃料サイクルの輪を閉じたとしても、現時点では経済的利益が存在しないにもかかわらず、他方で、

使用済核燃料再処理工場において、あるいは核燃料の輸送時、そして再装荷された燃料棒の貯蔵所各々で数千ポンドのプルトニウムを蓄積してしまうことは間違いない。各々の段階において、使用済核燃料の燃料棒の中にあるままの状態よりも、核兵器製造工程へ転用する上で、プルトニウムへのアクセスが非常に簡単になる。こうして核燃料として用いるプルトニウムは、全世界にあまねく広まってしまおうであろう。途方もない数の原子爆弾を製造する上で十分な量の核物質である⁹。

このように彼は、プルトニウム（ただし兵器級ではない）がトン単位で流通する社会の問題点を指摘するが、まさにこの指摘こそ原子力に批判的な論者が語る「プルトニウム・エコノミー」の悪夢そのものである。

第二の誤謬に対する彼の結論は、以下のとおりである。

現在、我々は、分離された状態の大量のプルトニウムに囲まれて生活せねばならない訳ではない。使用済核燃料をリサイクルする選択肢が永久に失われるのではなく、将来の実用化を留保するため、一時的に使用済核燃料を貯蔵した状態に留め置くことこそが費用を比較的安く保てるのである。プルトニウム燃料を大量に利用する経済体制へと突入する前に、その経済体制が含有する危険性や、それらを制御する我々自身の能力といった点について、よくよく考えてみようではないか¹⁰。

福島原子力発電所事故後、日本国内の専門家の一部から、高レベル放射性廃棄物の取り扱いを含めた核燃料サイクルのバックエンド部門の政策見直しにつ

⁸ Ibid., pp. 15-16.

⁹ Ibid., p. 16.

¹⁰ Ibid., p. 16.

いて、これに近い考え方が出されている。紙幅の関係で本稿では深入りできないが、前提条件の違いなども踏まえつつ、現時点においても両者の意見の詳細を比較検討する価値はあろう。

続いて指摘される第三の誤謬は、第一の誤謬と関係する水平的な核拡散に関する誤解である。その内容は以下のとおり。

技術的に先へ進んだ国は、自ら得た核関連技術を他国へ移転させる義務を持つ。たとえそれらの技術に破壊的目的へ転用できる潜在的な危険性が含まれていても、それにはおかまいなしで¹¹。

この指摘は、一部の国際的取り決めに誇張して示しているのだが、当然ながらそのような義務は存在しない。むしろイクレも承知の上であり、「国際法的にも、倫理的関与の面からみても、この種のものはいくつも全くありえない」としつつ、以下のように誤りを解説する。すなわち、平和利用目的のため核関連技術の移転を促進すべしという国際的な義務は、NPT（核不拡散条約）の第4条の2項に書かれた一文だけだが、それは、「新たに核兵器を獲得しようとしている国々に『どのような形式であっても援助を与えない』という合意条項に従属する下位の条文である」¹²。

この指摘において、転用可能な核関連技術として念頭に置かれているのは、再処理などの機微核技術である。そして、様々な観点から合理的に導き出された結論は、イクレによれば、「少数の原子力発電所を利用できる程度の国々にとって、ウラン濃縮や使用済核燃料再処理を行う条件は、両方の技術とも直接的に核兵器に転用できる核物質を彼らにもたらす位しか役割がなく、彼ら自身が原子力発電を行う条件よりも一層弱い」というものであった¹³。

イクレの指摘する第四の誤謬は、原子力平和利用を推進する上で核不拡散を担保する核査察など、国際的なセーフガードに対する過信である。すなわち、

国際原子力機関の指揮の下で安全保障措置が取られているのであれば、核関連技術や核物質が世界中に拡散することを恐れるべきではない¹⁴。

である。

この誤解に対する彼の批判は辛辣である。国際的な安全保障措置、つまり「セーフガードにおける最大かつ基本的な制約は、それらが核物質の物理的なコン

¹¹ Ibid., p. 16.

¹² Ibid., p. 16.

¹³ Ibid., p. 16.

¹⁴ Ibid., p. 16.

トロールを規定しないという点だ」、と彼はいう。核物質の動きを追跡するための計量的手順により成り立つ現状のセーフガードシステムは、核物質が不正な目的に転用されていると警告を与えるだけにとどまる。彼は、国際原子力機関のセーフガードシステムを、戸締りを行わずに盗難警報装置だけを設置するに等しい行為だ、と形容している¹⁵。

また、イクレは国際原子力機関そのものの組織上の問題点も指摘している。つまり、「国際原子力機関は相反する性格を内に抱えている。一面では、核物質の悪用に対するセーフガードとしての役割を付与された組織として。別の側面では、平和利用目的の原子力技術のプロモーターの役割がある」。こうした相反する役割をもたされた結果、メンバー国からはプロモーターの役割ばかりが求められ、「原子力関連施設の設置数が増大する中で、限られた数のセーフガード担当の査察官が、時間をやり繰りしなければならない羽目に陥る」というのである¹⁶。

第四の誤謬に対する彼の結論は、こうした現状を直視し、国際機関の査察に過大な期待をしてはいけないと戒めている。

最後にあたる第五の誤謬は、核保有国と非保有国の関係についてである。すなわち、

超大国が自身の膨大な核戦力の削減を拒否していることが原因で、ますます多くの国々が自国独自の核戦力整備という選択肢を求めているのだ¹⁷。

である。

イクレいわく、米国もソ連も、すでに核兵器削減に向けた実質的な取り組みをしており、他の多くの国が核保有を考えるのは、実際には別の理由があるのだ、としている。つまり、「隣国に対する恐怖感、地域内の地位を巡る抗争、安全保障に関する同盟関係が不足しているか、もしくは同盟関係の信頼感が欠如していること、そして素朴な核戦力が与える間違った安全保障上の信念」などが、彼の考える非核国の核戦力整備願望の理由なのである¹⁸。

これまで説明を加えたイクレの演説内容は、次節のカーター大統領候補の演説内容と大きく変わらない。しかしながら、第五の誤謬に対するイクレの現状認識だけは、カーター候補の考えと大きく違う部分である。カーター候補は、米国を含んだ核保有国の取り組みは全く不十分だ、と主張している（後述）。当然ながら、こうした現状認識の相違には、現政権側と政権獲得を狙う側の視点

¹⁵ Ibid., p. 16.

¹⁶ Ibid., p. 16.

¹⁷ Ibid., p. 17.

¹⁸ Ibid., p. 17.

の違いもあろう。

演説の最後で、イクレは、フォード政権が実行してきた施策、あるいはこれから実行しようとしているアイデアをいくつか紹介して締めくくっている。かいつまんで説明すると、以下のとおりである。

フォード政権は、同盟関係強化に向けた努力を行ってきた。核拡散を抑制するため、米国が提供する核の傘の信頼性が重要との認識からである。また、核物質や核関連技術の国外輸出に対し、厳格なコントロールを行うとともに、他の主要な核技術提供国と協力関係を築いて、輸出規制についても新たな基準を設定した。加えて、核物質の盗難や破壊行為に対抗する物理的な安全確保手段を改善するため、新たな国際協定を提案しており、それに関して他の国々と協議中である。一方で、国際条約や IAEA などの国際機関が抱える限界を認識しており、米国自らの責任を回避することはしない、である¹⁹。

以上に加えて、あと二点、核拡散防止につながるアイデアが説明されている。筆者の研究に直接関係する事項なので、訳文をそのまま引用する。

●我々は、良く練られていないプルトニウム再利用の枠組みを推進することはない。たとえそれが、多国間で運用するプラントという枠組みであっても、である。必要になった場合に備え、核燃料を貯蔵し、核廃棄物を管理し、その他の核燃料サイクルに関する諸サービスを提供する、多国間核燃料センター設置のアイデアが持ち得る有効性について、我々は注意深く検討を加えているところである。しかし、我々は手段と目的を逆にする間違いに陥ってしまわないように気を付けている。万一、そのような多国間核燃料センターが核拡散を促してしまうようであれば、このアイデアを推し進めることはない。我々は、原子力発電用などの核燃料としてプルトニウムが世界中で用いられる危険性について、良く認識する必要がある。出来得るなら、プルトニウムの利用拡大は禁止されるべきである。加えて言うと、現行世代の原子炉にプルトニウム燃料を用いることは、経済的なコスト削減に全く繋がらないのである。

●一方で我々は、国際協力において新たな可能性を追い求めてもいる。一つは、核物質を安全に取り扱う上で重要な、国際核物質運輸サービスの提供である。このようなサービスが実施されれば、現実的に起こりうる非常事態に対応する（軍事的あるいは警察的な）処置のバックアップを受けた、特別な輸送時の安全性とコミュニケーションネットワークの双方が提供されるであろう。これに係わって、現在、検討中の新規構想がある。プルトニウムと核廃棄物の国際的貯蔵所設立のアイデアである。もし適切に設計されたもの

¹⁹ Ibid., p. 17.

であれば、国家管理の貯蔵施設が世界各地のあちらこちらに散らばっている状態よりも、はるかに安全保障上望ましいといえよう。(なお、このアイデアの法的根拠は国際原子力機関制定法の第VII条第5項に存在する。)我々は、将来に備えた組織構造の作成に取り掛かれるだろう。今後、危険性が持続する数1000年間を通して放射性廃棄物から将来世代を守るため必要とされる組織である²⁰。

引用文前段の考え方からは、この時点のフォード政権は多国間再処理に否定的である、ということが読み取れる。多国間再処理センター設置構想自体は、もともとフォード政権時の1975年に開催された核不拡散条約再検討会議で示されたアイデアなのだが、それにブレーキをかけるような発言である。ちなみに、こうした事情が昨年度の本誌拙稿で説明した日本の商業再処理工場離島設置案が停滞した時期の背景をなしている。また、後段の使用済核燃料多国間貯蔵のアイデアは、カーター政権時にも蒸し返されることになるのだが、これらについては稿を改めて詳しく考察したい。

以上のように、1976年大統領選挙キャンペーン時の核と原子力に関するフォード政権の政策指針は、次節で触れるカーター大統領候補の政策提言に対応して、原子力利用拡大にはかなり慎重になっていることが窺える。むしろ、部分的には原子力に批判的な論者の言説と同様の見解である。必要に迫られ、手持ちの判断材料を用いて合理的に推論した結果がそうなったのかもしれない。紙幅の制限もあり本稿では取り上げられないが、当時のものと現在の判断材料を比較検討してみれば、興味深い結果が得られると思われる。

では、フォード政権の核と原子力政策にも影響を及ぼし、政権獲得後に世界的な原子力政策へ大きな影響力を發揮した民主党大統領候補ジミー・カーターの見解はどのようなものだったかを、次節でみてみたい。

2. 「原子力に対する責任に向けた三つの歩み」 ジミー・カーター

周知のとおり、この折の大統領選挙本選では民主党の候補者ジミー・カーター（以下、カーター。敬称略）が勝利し、第39代米国大統領に就任する。カーターの大統領就任後の大方針で、日本を含む世界各国の核燃料サイクル政策に大きな影響を与えたことも良く知られている。本稿資料の大統領選挙キャンペーン期間中の演説などは、粗削りだが、最も原型的な彼の考え方を示すとも思われるので、重要な考察の対象である。

そもそも核と原子力関連は彼の得意分野である。人一倍内実を知るからこそ

²⁰ Ibid., p. 17.

キャンペーン期間中最大の論点に挙げたともいえる。今回の資料の元になった演説の自己紹介でもその点は明確に語られている。すなわち、

私は、原子力と世界秩序とに関し、個人的に深い関心を抱いている。私は原子力関連の技術者として、米国海軍において初期の原子力潜水艦建造計画に従事した経験がある。そこで私は、平和目的のため原子力がどのように利用できるかについて学んだ。たとえば、艦船の動力、発電、科学的または医学的な研究などの目的だ。そして私は、原子力の潜在的な可能性ばかりでなく、原子力の危険性についても痛切に感じている。かつて私は、カナダのチョークリバーにある実験用の原子炉の傷ついた炉心の解体作業を手助けした経験もある²¹。

である。

カーターは、この海軍時代の経験と、ジョージア州知事時代の経験から、核と原子力の問題、およびエネルギー問題について、ある確信を得たという。それは、

米国は、自国内のエネルギー需要のうち、原子力に依存する割合を必要最小限にとどめるべきである。原子力を利用する場合、その規制については、より厳格な安全性基準を適用すべきである。そして、原子力の抱える問題と危険性については、国民に対し実直であらねばならない²²。

ということと、

世界には、現在の消費レベルで、おそらく後 30～40 年はたっぷりもつだけの石油が存在する。石炭の資源量はより大きい。米国国内単体で、おそらく 200 年分の石炭資源が眠っている。石炭の生産と使用に関して環境問題に注意深く対処しながらであるが、米国のエネルギー源はこれから石油から石炭へ転換する必要がある。また米国は、厳密な省エネ方法を維持しながら、例えば太陽光といった再生可能エネルギーからより多くのエネルギーを得なければならぬ²³。

である。

²¹ Carter (1976), p. 8.

²² Ibid., p. 8.

²³ Ibid., p. 8.

彼がエネルギー問題の解決について、原子力が信用を置くに足りないとした理由は、大事故の可能性や放射性廃棄物処理の厄介さがあるばかりでなく、「発電などで原子炉の利用が拡大するにつれて、将来的に多くの国に核兵器が拡散するという、恐るべき見通しが存在する」からである。そして、「この原子力についての将来的な見通しは、使用済核燃料からプルトニウムを抽出する能力を備えた自前の再処理施設を多くの国々が開発した場合、特に警戒を要する事態」になると憂慮していた。また、前節のイクレの見解と同じく、「たとえ、そのような施設が国際原子力機関の査察下にあったとしても、またたとえ、これらを運用している国々が核拡散防止条約（NPT）に参加しているとしても」、国際的に下される厳しい罰則による威嚇がなければ、危険な核拡散が進むと考えていた²⁴。

この大統領選時に核拡散と原子力平和利用の問題が焦点化された理由は、当然ながら、その前々年にあったインドの核実験の影響が大きい。このことをカーターはこう描写する。「1974年5月、インドが実施した核爆発実験により、この怖れが現実になったことが衝撃的に示された。平和利用目的の原子力開発をする上で再処理施設を手に入れた国は、誰もが核兵器保有の選択肢を手に入れるのだ、という恐るべき事実が明らかになった」のである²⁵。

この後、大統領を退いて以降も、ライフワークとして核拡散防止に取り組んできたカーターだが、彼には確固とした危機感が存在していたようである。皮肉にも自身の関与した取り組みが失敗した結果、朝鮮半島でその危惧が現実化したのであるが、彼を駆り立てる危機感とはこのようなものである。すなわち、「これまで人類の歴史で繰り返されてきた様々な事象、例えば革命、テロ攻撃、地域紛争、そして独裁者の出現といったあらゆる出来事には、核兵器によるオプションが付け加わる可能性を帯びるようになった」という危機感である²⁶。

昨今の東アジア情勢を予見したような現状認識に立って、1976年にカーターが演説した内容は、核技術を手にした人類は責任をもって三つの国際的な取り組みを行う必要がある、というものだった。以下、その三つについて順番に紹介する。

彼が述べた第一の必要性は次のとおり。

原子力への依存を制限しつつ、全世界各国のエネルギー需要に適合できるようにするための新たな国際間の行動が必要である²⁷。

²⁴ Ibid., p. 9.

²⁵ Ibid., p. 9.

²⁶ Ibid., p. 9.

²⁷ Ibid., p. 9.

ここには、地球環境問題にも係わるような重要な提案が含まれているのだが、本稿の主旨とずれているので概略だけを述べる。彼が主張したのは、世界的なエネルギー問題の解決に目標を定め、全ての国々が協力し合うことを促すため、国際連合の後援の下に国際エネルギー会議を開催しよう、というものである。

既存の組織は世界全体の問題解決を視野に入れていないというのがカーターの見立てである。パリの国際エネルギー機関（IEA）は西側先進国しかメンバーに入っていない²⁸。国際経済協力会議（当時存在した）で設けられたエネルギー委員会では、ソ連や中国という、エネルギーの二大生産、消費国を委員に含んでいない。そして、国際原子力機関は、エネルギー問題全般の助言者たるように設立されておらず、そのための人材も配置されていない。そもそも、核関連のセーフガードや安全保障に関する極めて重要な業務を妨げるような追加的機能を、彼らに付与することは望ましくない。これらの理由から、国際エネルギー会議の開催後に、国際原子力機関と並び立つ機能を果たす、新たな世界エネルギー機関の設置がありうる、と彼はいう。新組織により負担が減ったおかげで強化された国際原子力機関は、商業利用分野の原子力に対するセーフガードや助言業務に集中できるようになるだろうし、新組織の方は、原子力以外の、特に再生可能エネルギー資源の研究開発に集中できるであろう、というのが彼の主張である。

カーターの主張する第二の必要性は、核拡散のコントロールについてである。すなわち、

核兵器の拡散を抑え込むための新たな国際的取り組みが必要である²⁹。

という主張であった。

核兵器の拡散に関する彼の現状認識は、一般の関心が超大国間の戦略核兵器の軍拡競争が過熱する問題に対して集中する一方で、「多くの国々に核開発能力の拡散が進んでいく状況をどう制限するかという問題には、はるかに少ない関心しか寄せられていなかった」というものである。そして、「後者の問題に対処する努力が失敗してしまったら、結果的に世界平和にとっての危険性は（引用者註、超大国の核軍拡問題と）同じくらい巨大なものになってしまうであろう。核兵器を保有する国が増えるに従い、地域間紛争において核兵器の実戦使用が突発してしまう危険性は高くなる。そして、それがきっかけとなって全面核戦争に発展する恐れもまた増大する」という危機感があつた³⁰。

²⁸ 原文では国際エネルギー機関の略称が IAEA となっていたが、誤記と思われるので修正した。

²⁹ Ibid., p. 10.

³⁰ Ibid., p. 10.

冷戦終結後の現時点では、超大国間で全面核戦争に発展する可能性は少なくなっていると思われるが、個別の事情を抱えた地域間紛争は数多く存在し、そこで核兵器が実戦使用される危険性はますます高まっているといえる。世界はより複雑な問題に対処しなければならなくなったのだが、この状況を制御するための主要な手法は、1970年に施行された核拡散防止条約（NPT）であり、当時からあまり変化していない。

1976年の時点で、すでにカーターはNPT体制には重大な欠陥があると指摘している。主に二つの点について指摘があり、一つは商業利用の側面に対して、もう一つは米国を含む核保有国の取り組みに対してである。

カーターは、そもそも先進国側が原子力産業を優遇してNPT体制維持に必要な努力を払っておらず、結果的にそのことが核拡散を促しているとみる。つまり、「実際、原子力技術供給国側のいくつかの国は、近年の商業上の原子力関連の取引において、NPT非加盟国に対し特別な便宜を図っていた。本来NPT加盟国が受け取るべき特典が非加盟国にも与えられたことから、NPT体制に参入する動機づけが大きく損なわれてしまっている」というのである³¹。

現在、先進各国の原子力産業は、どこも自国内での販路の拡大が見込めず、それゆえ生き残りをかけて、原子力施設の輸出に活路を見出そうとしているが、NPT体制下でも原子力の平和利用・商業利用が重要視される限りにおいて、核拡散を促しかねない危険な状況から抜け出せないといえよう。

一方でカーターは、米国などの核保有国側の責任についても真摯に全うすべきである、と語る。彼が国連の場で語った言葉を直接引用してみよう。

NPT体制下においては、核軍拡競争を制御し緊張を緩和するという条約の合意内容を達成すべく、核兵器保有国には、核軍縮に向けた誠実な交渉を遂行する義務が存在する。我々米国は、核兵器の拡散問題に関して誠実であらねばならない。現代の世界秩序を規定する中核的要素として、我々のもつ核抑止力が存在し続けている。しかしながら、他の主権国家に対し核兵器の放棄を申し出ることからしても、これからは、今まで米国自身が容認できずにいた核兵器の削減、放棄といった自己否定的なあり方を追求することになる。米国のような核保有国が、核軍拡競争の過熱を抑え込み、さらに進んで核兵器を削減し、最終的には核兵器工場を閉鎖するに至る核軍縮の道を目に見えて進むことなしに、その他の国々に対し、無期限にわたって核兵器保有の拒否を求める権利はほとんどない。そのように私は確信する³²。

³¹ Ibid., p. 10.

³² Ibid., p. 11.

実直な彼の考え方を反映したと思われる意見であり、政権獲得後の現実の苦闘を知る現在からみれば、やや理想主義的過ぎる感は否めないが、現時点でも考慮すべき内容が含まれている見解である。なお、前節でも言及したように、核兵器削減に対する現状認識は、現政権側のイクレと政権獲得を狙うカーターでは正反対である。カーターは、米国を含んだ核保有国の取り組みは全く不十分で、より一層努力する余地がある、と主張している。

では、具体的にどのような施策が考えられるのかというと、カーターの考えは包括的な核実験禁止に帰着する。とくに平和利用目的の核爆発装置の開発といた（1974年の核実験時にインドが実際に主張した名目である）抜け穴を一切認めない、全面的な核実験の禁止である。当然、核保有国の地下核実験も認めないことになる。

彼の考えはこうである。最終的に、全面的な核実験禁止は、核兵器を保有する超大国側が自国のより高度な核兵器開発を制限することに合意したと世界に向けてアピールするだけにとどまらない効果があり、「ケネディー大統領が1963年に予想していたごとく、全てのケースに適用される包括的核実験禁止条約の最も重要な目的は、核兵器保有国を含む全ての締約国によって核実験が禁止されることで、核兵器の拡散を阻止する効果がもたらされるところにあるのだ」³³。

残念ながら現実は厳しかった。包括的核実験禁止条約（CTBT）は、1996年に国連で採択されたが、発効要件国44か国中に未批准国が存在するため現時点でも発効していない。その未批准国の中には米国が存在する（署名済）³⁴。

カーターの主張する第三の必要性は、核燃料サイクル、特に商業再処理のモラトリアムについてである。これが彼の政策中で最も日本の核燃料サイクルに影響を与えたものである。

より少ない危険性で原子力平和利用の拡大をもたらすための、新たな国際的取り組みが必要である³⁵。

彼が原子力の利用拡大一般に対してもつ見解は、前節のイクレのものと変わらない。すなわち、「(引用者註、軽水炉など発電用)原子炉の利用拡大それ自身はそれほど(核拡散上)危険ではない。原子炉用の核燃料は、直接核兵器製造に用いるには不適當だからである」。そして、問題点の認識も同様で、以下のとおりである。「より一層危険なことは、ウラン濃縮および使用済核燃料再処理のための施設が拡散することである。というのも、ウラン濃縮施設で精製でき

³³ Ibid., p. 11.

³⁴ 外務省関連情報サイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/gaiyo.html> を参照。

³⁵ Ibid., p. 11.

る高濃縮ウランは核兵器製造に用いることが可能だからである。また、使用済み核燃料から分離された場合、プルトニウムからも同様に核兵器製造が可能である。原子力産業が未だ開発初期段階の現在であってすら、毎年、少なくとも核爆弾 1,000 発分の核物質が生み出されている」という認識だった³⁶。

保障措置に対する評価もイクレとほぼ同じである。軽水炉などの原子炉の問題に関する限り、国際原子力機関（IAEA）による核物質の計量、監視、査察を含む国際保障措置は、核分裂性物質が核爆弾製造可能な分量まで流用された場合、少なくとも検知は可能と考えられるが、「第一義的な危険性を抱えるウラン濃縮と核燃料再処理の分野において、現在の国際安全保障措置、セーフガードシステムでは、国家が管理するウラン濃縮工場や再処理工場が軍事目的に悪用される可能性を防止する十分な確信を得られない」のである³⁷。

ただし、保障措置に関して一点、イクレは触れていなかったが、米国自身が抱える問題があった。米国は国際的な保障措置を受け入れていないのである。カーターはその点にも触れており、「米国は 10 年来の約束を果たすべきである。その約束とは、米国自身の原子力平和利用関連施設を国際的な安全保障措置の下におくことであり、我々もまた非核保有国と同じ取り決めを受け入れる用意があると世界に示す」のだ、と述べる。そして、「安全保障システムの拡充にかかる費用について、米国は適正な分担を受け入れるべき」だ、とも語っている³⁸。

保障措置受け入れ云々はともかくとして、米国の歴代政権は、政策上一貫して、たとえ国際原子力機関のセーフガードシステムの下であろうとも、ウラン濃縮施設と核燃料再処理施設の商業的取引について許認可を与えないことを維持してきた。カーターは、以上のように指摘しながらも、だが今は予断を許さない状況になりつつあるとする。なぜなら、「近年、原子力技術供給国の一部主要国がそうした（引用者註、濃縮と再処理技術の商業的）取引に手を染めようとしてきている」からである。しかし、と彼は続ける。「たとえ商業上の利潤を考慮したとしても、それが核兵器の拡散を制限するという最高の目的に勝る点は認められない。できれば主要な原子力技術供給国の政府首脳は、こうした危険性を認識し、同様の見解に至るようになってもらいたい」。「私の判断では、ウラン濃縮施設や再処理施設の商業取引を停止させることが必要不可欠である」³⁹。

こうして彼は商業的な核燃料サイクルのモラトリアムを提案する。以下は、それに関する部分のカーター発言である。ここでは、はっきりと核燃料サイクルの多国間管理のアイデアが強調されている。

³⁶ Ibid., pp. 11-12.

³⁷ Ibid., p. 12.

³⁸ Ibid., p. 12.

³⁹ Ibid., p. 12.

1975年に開催された核不拡散条約再検討会議で出された勧告に従って、国際原子力機関自身は現在、多国間核燃料センターの実行可能性調査に精力的に取り組んでいるところである。この多国間核燃料センターは、参加国が多数となることで強化されたコントロールの下、世界各国が安心して原子力開発を推進するため、取りうる一つの手段となるものである。加えて、国際原子力機関は、核燃料サイクルに含まれる核爆発物質の拡散防止手段強化のため、他の方法も考慮中である。これら他の手法や手段には、国際原子力機関が従来用いてこなかった権限を利用することも含まれる。それは、使用済核燃料を再処理した後、MOX（混合酸化物）燃料に加工することを中断した際に生じる分離プルトニウム（平和利用施設由来）を貯蔵するための、高度な安全保障体制をもつ保管場所を設立する権限である⁴⁰。

こうして、商業再処理の経済的な見通しが立ち、多国間コントロールが保証された場合を除き、核燃料サイクル技術の拡散は認められない、というのがカーターの考えである。そして、現状ではそうした技術の移転・拡散は危険性が高すぎて認められないとし、こう述べる。

これら（引用者註：多国間の核燃料サイクルの管理枠組み）に関する検討が完了するまで、世界各国に対して、ウラン濃縮および核燃料再処理の両施設に関する販売及び購入につき、自主的な猶予期間を設けるよう私は提案する。この猶予期間については、ごく最近に契約が締結された商業上の合意についても適用されるよう望むところである⁴¹。

これが、世界各国の原子力関係者から強い抵抗を受けたカーターのモラトリアムの方針である。とくに日本にとっては、同時期に進行中であった自国内での商業再処理実施が一時的に大ブレーキをかけられる羽目に陥った。影響をまともに受けたのが、東海再処理工場の操業問題と、筆者が調査している第二再処理工場の立地問題である。

カーターは、将来的に閉じた核燃料サイクルが経済ベースに乗る可能性を完全には否定していないが、自身のもつ専門的知識を背景にして、特に商業再処理の経済性と核拡散抵抗性の二つについて厳しい見方をしている。一方で濃縮ウランの問題に関しては、特に経済性は問題にせず、原子力発電所の需要に見合う確実な供給を保証すべきであると主張しており、ウラン濃縮と再処理の危

⁴⁰ Ibid., p. 12.

⁴¹ Ibid., p. 12.

険性については、彼の中でも温度差があるように思われる。

一例を示すと、自身がもつ再処理への疑問を、米国原子力規制委員会（NRC）の見解などに仮託して述べた箇所がある。「現時点においてプルトニウムを再利用する再処理工程の必要性について、米国内部には少なからぬ疑問が存在する。経済性、環境面、安全保障上の各問題について米国原子力規制委員会（NRC）が作成する全体報告書がまだできておらず、そうした商業的なプルトニウム利用に対する許認可は今のところ保留されている」という部分である。ちなみに紆余曲折はあったが、米国内で商業再処理工場が運用されることは、遂になかった⁴²。

大規模な原子力発電システムを国内に抱える米国の商業再処理にしてもこの程度なので、他の小規模な原子力発電システムしかもたない国々が再処理を実施することへの援助は、商業的メリットもなく、単に核爆発物質を全世界にばら撒くだけになる、とカーターは考えていたもようである。

現時点でプルトニウムを再利用する商業再処理路線は世界的に行き詰っており、客観的にみて、当時のカーターら商業再処理慎重派の見解が当を得ていたといわざるを得ない。本稿の範囲を超えるので指摘するだけにとどめるが、最大の問題点は、日本をはじめとした他の原子力技術供給国側（核保有国含）が、商業再処理の経済有効性などを強硬に主張して、国際的にその意見が通ってしまったところにある。原子力分野において、甘い見通しで着手し、後々行き詰るといふ事例は他にもみられる。原子力関連の開発必要性を判断する際、技術面の正確さではなく、政治的な配慮の方に重きが置かれている可能性が高いのではないだろうか。

以上、資料中、カーターが主張する三つの分野における新たな国際的取り組みの必要性についてまとめてみた。かなり端折った要約なのだが、それでも示唆に富む内容をもっていたことが理解できよう。

カーター演説の最後には、核・原子力、エネルギー等の解決が困難な問題の存在を踏まえた上で、米国民および世界に対し、広く訴えたメッセージがあるので、それを紹介して本節を締めくくりたい。

全ての国の政治的指導者は、4年に一度の選挙で選ばれるか5か年計画に縛られているかにかかわらず、国民に対する短期的利益の実現に向かう大きな誘惑の下にある。短期的利益実現のためにかかるコストを、他国、将来の世代、あるいは地球環境に転嫁しつつである。地球、大気、海洋、まだ生まれていない世代、彼らの政治的意見を代弁するものはいない。しかし、今日の近視的政策課題こそが、明日の克服不可能な問題を生じさせているのである。

⁴² Ibid., p. 12.

世界各国の政治的指導者は、他国の困窮する人々が必要としていること、我々人類の子孫全体の未来、そして地球全体の生存環境へ配慮を払いながら、自らに課された偉大な義務に目を向けるべき時が来た。

国民はこうした大いなる分野で、米国が先頭に立つことを欲していると私は信じる。

米国には、かつて理想を熱く語る大統領候補が存在し、そしてこの人物を本当に大統領に当選させた国民が存在したのである。

まとめにかえて

1976年の米国大統領選挙キャンペーン中、原子力問題で広く語られた言葉には、民主、共和両党の立場を超えて共通した部分があり、その多くは今も有効性を失っていないと思われる。特に重要と思われる再処理に関する問題点について、現況に絡めて言及、引用し、まとめにかえたい。

現在、青森県六ヶ所村に建設中の大型再処理工場は、核兵器保有国以外では唯一存在する同種商業プラントである。この再処理工場こそ、紹介した資料中で核拡散防止上の問題点が多々指摘されていた核燃料サイクルの中核施設である。資料中の関連箇所を実際に引用すると、再処理（工場）については、双方からこのように述べられている。

まずはイクレの発言。

使用済核燃料再処理工場において、あるいは核燃料の輸送時、そして再装荷された燃料棒の貯蔵所各々で数千ポンドのプルトニウムを蓄積してしまうことは間違いない。各々の段階において、使用済核燃料の燃料棒の中にあるままの状態よりも、核兵器製造工程へ転用する上で、プルトニウムへのアクセスが非常に簡単になる。こうして核燃料として用いるプルトニウムは、全世界にあまねく広まってしまおうであろう。途方もない数の原子爆弾を製造する上で十分な量の核物質である⁴³。

我々は、原子力発電用などの核燃料としてプルトニウムが世界中で用いられてしまう危険性について、良く認識する必要がある。出来得るなら、プルトニウムの利用拡大は禁止されるべきである⁴⁴。

⁴³ Ikle (1976), pp. 15-16.

⁴⁴ Ibid., p. 17.

次いでカーターの発言。

原子力についての将来的な見通しは、使用済核燃料からプルトニウムを抽出する能力を備えた自前の再処理施設を多くの国々が開発した場合、特に警戒を要する事態となろう⁴⁵。

再処理技術の拡散により、これまで人類の歴史で繰り返されてきた様々な事象、例えば革命、テロ攻撃、地域紛争、そして独裁者の出現といったあらゆる出来事には、核兵器によるオプションが付け加わる可能性を帯びるようになったのである⁴⁶。

使用済核燃料からプルトニウムを分離する再処理施設は、誇張なしに、それを保有する国家に兵器用の核物質を直接獲得する手段をもたらすという事実がある⁴⁷。

両者とも、商業再処理がはらむ核拡散を促す危険性を非常に重視していたことが分かる。

ただし、資料中、再処理のもつ将来性そのものは留保されている。しかし、あくまでも技術的可能性のみであり、なおかつ高速増殖炉システムの完成、実用化が、その前提であることは知られていた。それについてのイクレの見解は、

将来、増殖炉といった新形式の原子炉が、閉じた核燃料サイクル（筆者注、再処理路線のこと）に経済的な正当性を付与するかもしれない⁴⁸。

であり、一方、カーターの見解も、

いつの日か、原子力開発が進み、補助的核燃料としてプルトニウムを利用することが経済的に引き合うようになった暁には、ウラン濃縮と同様に集中化した多国間再処理事業を用いて MOX 燃料の確実な供給を賄うことも可能となろう⁴⁹。

というものであった。

⁴⁵ Carter (1976), p. 9.

⁴⁶ Ibid., p. 9.

⁴⁷ Ibid., p. 12.

⁴⁸ Ikle (1976), p. 16.

⁴⁹ Carter (1976), p. 13.

しかし現在、日本において、前提となる高速増殖炉の実用化の目途は全く立っていない。以下で触れるように、その実用化の困難さはある程度予見されていた。加えて、再処理を行う経済的メリットは軽水炉システムの中では存在しないとの指摘もある。現時点でも、その指摘は慎重に考慮されるべきである。しかも肝心の従来型原子力発電所は、福島事故を経験した結果、日本において以前ほど活発な運用は望めない。こうした状況を踏まえると、立場の違う両者により、次の指摘が40年前から共通してなされていたという点は、なお一層重く受け止めなければならないのではないだろうか。まずは当時の政権党側のイクレの指摘は、

使用済核燃料のリサイクルで核原料物質の輸入依存度の減少をもたらすことにはないと思われる。また、世界規模でみると、リサイクルによって、ウランの需要は、ほんの少ししか減少しないであろう。経済的な面に関していうと、現時点で、核燃料リサイクルのために費やされるプルトニウム抽出のためのコストは、それを核燃料として用いた際の価値を実質的に上回ってしまうはずである⁵⁰。

増殖炉は遠くに見える不確かな目標である。もしあるとしても、少なくとも90年代までは、広範囲にわたって増殖炉が利用されることはないだろう⁵¹。増殖炉用の核燃料は、現在使用されている核燃料とは違ったものになるだろうし、技術的により複雑なものとなろう。今後20年にわたる増殖炉に関する見通しからは、現時点において、現用の核燃料を閉じたサイクルで回す企てを正当化できない⁵²。

現行世代の原子炉にプルトニウム燃料を用いることは、経済的なコスト削減に全く繋がらない⁵³。

であった。対して、野党側のカーターも、NRCの見解に仮託して、

現時点においてプルトニウムを再利用する再処理工程の必要性について、米国内部には少なからぬ疑問が存在する。経済性、環境面、安全保障上の各問題について米国原子力規制委員会（NRC）が作成する全体報告書がまだで

⁵⁰ Ikle (1976), p. 15.

⁵¹ 現時点においても、高速増殖炉システム実用化の目途は、日本だけでなく、世界的に立っていない状況である。

⁵² Ibid., p. 16.

⁵³ Ibid., p. 17.

きておらず、そうした商業的なプルトニウム利用に対する許認可は今のところ保留されている⁵⁴。

という指摘を行っている。

40年前から、こうした指摘が存在していたにもかかわらず、2016年3月現在、日本は六ヶ所再処理工場の本格稼働を断念せず、2年後の竣工を目指している。六ヶ所再処理工場運用の主目的は、元々のプルトニウムの再利用ということから、以前は副次的だった放射性廃棄物の減容や短寿命化などに、言葉は悪いが、すり替わってきているのである（世界的にも同様の傾向がある）。

しかし、長期間の保管を含めた廃棄物処理についても、1976年の時点で、以下のアイデアが存在する。もし、当時の米国のこうした考え方が受け入れられていれば、日本を含めた世界の放射性廃棄物問題の様相は違っていただろう。ちなみに、第1節の末尾で述べたように、この米国の考え方が、日本の核燃料サイクル政策との間で摩擦を発生させていた。筆者が現在解明に取り組んでいる箇所である。また、一国単位で再処理などを実施する場合の問題点が指摘されていたことにも注目が必要である。各々の指摘と見解は以下のとおりである。まずはイクレから。

さしあたって現在、我々は、分離された状態の大量のプルトニウムに囲まれて生活せねばならない訳ではない。使用済核燃料をリサイクルする選択肢が永久に失われるのではなく、将来の実用化を留保するため、一時的に使用済核燃料を貯蔵した状態に留め置くことこそが費用を比較的安く保てるのである。プルトニウム燃料を大量に利用する経済体制へと突入する前に、その経済体制が含有する危険性や、それらを制御する我々自身の能力といった点について、よくよく考えてみようではないか⁵⁵。

必要になった場合に備え、核燃料を貯蔵し、核廃棄物を管理し、その他の核燃料サイクルに関する諸サービスを提供する、多国間核燃料センター設置のアイデアが持ち得る有効性について、我々は注意深く検討を加えているところである⁵⁶。

プルトニウムと核廃棄物の国際的貯蔵所設立のアイデアである。もし適切に設計されたものであれば、国家管理の貯蔵施設が世界各地のあちらこちらに

⁵⁴ Carter (1976), p. 13.

⁵⁵ Ikle (1976), p. 16.

⁵⁶ Ibid., p. 17.

散らばっている状態よりも、はるかに安全保障上望ましいといえよう。(なお、このアイデアの法的根拠は国際原子力機関制定法の第VII条第5項に存在する。)我々は、将来に備えた組織構造の作成に取り掛かれるだろう。今後、危険性が持続する数1000年間を通して放射性廃棄物から将来世代を守るため必要とされる組織である⁵⁷。

次いでカーターの指摘と見解である。日本側には受け入れられなかったが、これらの考え方が大統領就任後の彼の方針に反映されている。

1975年に開催された核不拡散条約再検討会議で出された勧告に従って、国際原子力機関自身は現在、多国間核燃料センターの実行可能性調査に精力的に取り組んでいるところである。この多国間核燃料センターは、参加国が多数となることで強化されたコントロールの下、世界各国が安心して原子力開発を推進するため、取りうる一つの手段となるものである⁵⁸。

国有の再処理施設が複数の国々に乱立することは、経済的にみてあり得ないことである。規模の経済という観点からみると、各々一つの商業再処理施設と核燃料加工施設は、約50基の大型原子力発電所の需要を賄うことが可能と思われる。つまり経済的な判断からは、複数の国々に対する事業を行う多国間核燃料施設が明らかに望ましい。なおかつ、使用済核燃料の再処理とMOX核燃料への加工形成、およびそれら核物質の貯蔵を行う施設を一箇所に共同配置することによって、核兵器の拡散、輸送時のプルトニウムの盗難、そして環境汚染に対するリスクを低減できるであろう⁵⁹。

その都度、様々な理由をつけて、日本が実用化にこだわり続けている再処理路線の核燃料サイクルだが、前述のようにそもそも主目的が定まらないということは、厳しい見方をすると、手段と目的を逆にする間違いに陥ってしまっている可能性もある。長期的に国をあげて六ヶ所再処理工場へ巨額費用を投入し続けることになる是非を、現時点で冷静に判断すべきである。

核と原子力に関する出来事は、1970年代も現在も、様々な問題点を抱えている。しかし、最大の問題は、国内外を問わず、過去に指摘された課題や問題がそのまま放置されていることや、克服できたと考えられた後に、同様の課題や問題が繰り返し現れてくることにある。特に本稿で紹介した内容を中心に、ど

⁵⁷ Ibid., p. 17.

⁵⁸ Carter (1976), p. 12.

⁵⁹ Ibid., p. 13.

うしてこうなるのか、その構造的疑問について詳細に検証する必要があると考える。この点を今後の課題として指摘し、本稿を締めくくりたい。

謝辞

末尾となりましたが、英文資料の翻訳作業をご指導いただき、多くのアドバイスを頂戴した斎藤憲大阪府立大学教授に、お礼申し上げます。なお、本稿中の翻訳上の問題等は、全て筆者の責任に帰すこととお断りしておきます。また、本論文に係わる研究は、筆者である樫本が研究代表を務める科研費(26380689)の助成を受けたものです。ここに謝意を表します。

文献一覧

Jimmy. Carter, "Three Steps Toward Nuclear Responsibility," *Bulletin of the Atomic Scientists* Vol.32, Number.8, (1976): 8-14.

Fred. C. Ikle, "Illusions and Realities about Nuclear Energy," *Bulletin of the Atomic Scientists* Vol.32, Number.8, (1976): 14-17.

樫本喜一「日本の核燃料サイクル政策と米国の核不拡散及び安全保障政策との相克」『現代生命哲学研究』第4号(2015): 39-49.